

# 6次産業化とは

## 6次産業化とは

「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」

出典:「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)

※法律の公布日:平成22年12月3日、施行日:地産地消関係は平成22年12月3日、6次産業化関係は平成23年3月1日



# (参考) 食料・農業・農村基本計画（抜粋） 令和7年4月閣議決定

## 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### I 我が国の食料供給

#### 3 付加価値向上に向けた取組

##### (2) 農産物を活用した新たな事業の創出の促進等

農村の所得の向上と域内の再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出すため、農業を高付加価値化するとともに、地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出することが重要である。

(略)

このため、地域の農業者が農産物の加工・販売や観光農園、農家レストランの経営等により、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。

### V 農村の振興

#### 2 農村における所得の向上と雇用の創出（経済面）

##### (1) 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

農村における所得の向上に向けては、農業所得と農業以外の所得を合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な就労機会を創出していくことが重要であり、農林水産物に限らない多様な地域資源の活用や農業者以外の多様な主体の参画により、付加価値の創出を図る取組を推進していくことが必要である。その際、地域の経済を活性化するためには、地元の住民・事業者の積極的な参画も必要である。

このため、6次産業化、農泊、農福連携など、農村の地域資源をフル活用し他分野と連携する取組を更に推進することにより、付加価値のある内発型の新事業を創出する。特に、地域がより一層裨益するよう、地元の若者や事業者による域内での起業・事業展開を後押しする。

(以下略)